

くらしの情報の情報

Calendar 2014 **4**

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

☎ 問い合わせ先 ☎

- 鞍手町役場…42局 2111 番 (FAX…42局 5693 番)
- 中央公民館…42局 7200 番
 - 教育課…42局 7200 番
- 歴史民俗博物館…42局 3200 番
 - くらじの郷…42局 8811 番
- 社会福祉協議会…42局 7800 番
 - 上下水道課…42局 0408 番
 - 中央浄水場…42局 0417 番
 - くらて病院…42局 1231 番
 - 鞍寿の里…42局 1233 番
 - 鞍手駅…42局 0980 番
- 火災の発生状況…32局 3211 番

税金



今月の納税 (4月)

- 固定資産税 第1期分
納期限は4月25日(金)
です。納期限を過ぎると督促状を送付します。督促手数料は一通につき百円です。
- 問い合わせ 役場税務 住民課税務班まで

税金の納付は安心・便利で確実な口座振替で

個人が納める町税は、口座振替にすると金融機関へ行く手間がいらず、納め忘れもなく安心です。毎月15日までに手続きをすれば翌月から口座

振替ができます。どうぞご利用ください。申込用紙は町内の金融機関や役場税務住民課にあります。



- 必要なもの 納税通知書、通帳、通帳登録印
- 取引金融機関 直轄農協、福岡ひびき信用金庫、福岡銀行、西日本シティ銀行、ゆうちょ銀行
- 振替日 毎月25日(金融機関が休みの場合は次の営業日)
- 問い合わせ 役場税務 住民課税務班まで

固定資産税の帳簿の縦覧は4月25日まで

平成25年中(1月から

12月まで)に土地を売り買いた人、家を新築、増築した人、相続や贈与があつた人など、自分の所有する土地や建物の価格がどのようになっているかを確認するため、土地や家屋などの評価額が記載された固定資産税の帳簿などをご覧いただけます。縦覧できる期間や場所は次のとおりです。なお、平成26年度も固定資産税の課税明細書を納税通知書と一緒に送ります。

- とき 4月1日(火)から4月25日(金)まで(土・日を除く)。時間は午前8時30分から午後5時15分まで
- ところ 役場税務住民課税務班窓口
- 縦覧できる人 納税義務者、納税義務者の代理人、納税管理人

税の納め忘れはありませんか
平成25年度も終わりましたが、税の納め忘れはありませんか。納付書で納税されている皆さん、納め忘れがないかお手元の領収書でもう一度ご確認ください。また、口座振替を利用されている皆さんは、引き落としをされている通帳をご確認ください(残高不足などにより納付書で納められた場合は、領収書でご確認ください)。納め忘れがある場合は、早めに納めましょう。

- 問い合わせ 役場税務 住民課税務班まで

相談



西村弁護士 無料法律相談

西村浩二弁護士による無料法律相談が行われます。受付は7人までです。

- とき 4月10日(木)
- ▽ 受付(順番の抽選)
 - 午後0時45分から
 - 相談 午後1時から4時まで

- ところ くらじの郷 協議会まで
- 問い合わせ 社会福祉協議会まで

一人で悩む前に…心配ごと相談へどうぞ

直方法務局の職員、人権擁護委員、行政相談委員の皆さんが、あなたの

悩みにお答えします。

- とき 4月25日(金)
- ▽ 受付 午後0時45分から
- ▽ 相談 午後1時から3時まで
- ところ くらじの郷 協議会まで
- 問い合わせ 社会福祉協議会まで

母子・父子家庭の就労支援相談

福岡県母子家庭等就業・自立支援センターでは、母子・父子家庭のお母さん、お父さん(児童扶養手当受給者)を対象にハローワークと連携して就労を支援しています。支援を希望される人は、居住する町役場で面談を実施します。

- 問い合わせ 福岡県母子家庭等就業・自立支援センター(飯塚市) ☎(0948) 21局 0390番まで

今月の補聴器相談日

4月の補聴器相談が次のとおり行われます。

●役場福祉人権課での相談

▽とき 4月4日(金) 午後1時から2時まで(九州補聴器センター) ▽とき 4月10日(木) 午前11時から正午まで(九州リオン) ▽とき 4月17日(木) 午後1時から2時まで(あさひ補聴器) ▽とき 4月23日(水) 午後1時から2時まで(小倉補聴器)

●くらべて病院での相談

▽とき 4月3日(木) 午後2時から5時まで(九州リオン) ▽とき 4月22日(火) 午後2時から4時30分まで(九州補聴器センター) ▽とき 4月24日(木) 午後2時から5時まで(池田補聴器)

●女性のための無料法律相談会

福岡県青年司法書士協議会では、「司法書士による女性のための無料法律相談会」を実施します。多重債務、生活保護、セクハラ、離婚、DV問題などについて司法書士が相談に応じてくれます。相談は無料で、秘密は固く守られます。

女性のための無料法律相談会」を実施します。多重債務、生活保護、セクハラ、離婚、DV問題などについて司法書士が相談に応じてくれます。相談は無料で、秘密は固く守られます。

●相談日

▽面談相談 4月26日(土) 午前10時から午後4時まで、4月27日(日) 午前10時から正午まで▽電話相談 4月26日(土) 午前10時から4月27日(日) 正午まで(26時間)

●面談予約

面談には事前に予約が必要です。(4月8日締め切り) ☎(092) 741局 0997番まで

●配偶者等からの暴力に関する相談窓口

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や恋人などから受ける暴力です。身体的な暴力だけでなく、怒鳴る、脅す、電

小型家電の回収を行っていきます



小型家電回収ボックスを設置

町では小型家電の回収を行っています。回収できる家電は次のとおりです。

- 回収できる小型家電 デジタルカメラ・ビデオカメラ・ポータブル音楽プレイヤー・携帯ラジオ・携帯型テレビ・小型ゲーム機・携帯電話・電子機器付属品類(ACアダプター、充電器)
- 対象サイズ 25cm×15cm
- 注意事項 携帯電話は、アドレス帳のデータなどの個人情報や写真などの画像は消去してください
- 設置場所 町役場(福祉人権課横)・中央公民館・くらの郷
- 問い合わせ 詳しくは農政環境課まで

話や外出を制限するなど暴力にあたります。配偶者等からの暴力は、周囲から気づかれないまま暴力がエスカレートし、重大な事件の発生につながる場合があります。一人で悩まずご相談ください。

●配偶者暴力相談支援センター(鞍手・嘉穂)

☎(0949) 22局 4070番、(0948) 29局0071番まで(祝日を除く午前8時30分から午後5時15分)

●福岡県女性相談所

☎(092) 711局 9874番まで(祝日を除く午前9時から午後5時15分)

●福岡県配偶者からの暴力相談電話 ☎(092)

716局0424番まで(平日は午後5時15分から午前0時、土・日・祝日は午前9時から午前0時)



裁判所職員採用総合試験

福岡地方裁判所及び福岡家庭裁判所では次のとおり裁判所事務官、家庭裁判所調査官補の採用試験を行います。なお、受験資格の詳細については、最高裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/> をご覧ください。

●募集職種・区分 ①総合職 ②大学院卒者試験

(法律・経済区分) ②総合職 ③大学院卒者試験(人間学科区分) ④総合職 ⑤大学卒者程度試験(法律・経済区分) ⑥総合職 ⑦大学院卒者程度試験(人間学科区分) ⑧一般職試験 ⑨大学卒者程度試験

●採用予定官職

①③⑤の区分 ②裁判所事務官 ④⑥の区分 ⑦家庭裁判所調査官補

●受付期間

▽インターネット ネット 4月2日(水) 午前10時から4月14日(月)まで(4月14日受信有効) ▽郵送 4月2日(水)から4月4日(金)まで(4月4日消印有効)

●第一次試験日 6月1

セレモニー・ホール
鞍心館
あん しん かん
鞍手町小牧2084-1(旧ダイヤブック)

◆信頼・・・35年以上の経験!
◆真心・・・心のこもったお葬儀を!
◆安心・・・無理のないプランを!

問合せ先
(有)花六葬儀社
鞍手町大字中山3024-42(昭和通り)
0120-41-8769

※入会金(1万円)のみの『鞍心会員』募集中!!



放課後が
楽しくなるよ
友だちがたくさん
できるよ

学童保育所の入所児童を募集します

学童保育所は、保護者が働いているなどの理由で、放課後にだれも面倒を見てくれる人がいない小学生が集い、楽しい時間を過ごす場所です。入所を希望する人は、気軽にお申し込みください。町内には次のとおり3か所に学童保育所があります。

- 剣北小校区** 鞍手学童保育自然クラブ（中山西区・旧鞍手分校跡地） ☎42局8077番
- 剣南小校区** 剣南学童のびのびクラブ（中央公民館敷地内） ☎43局1771番
- 室木・西川・新延・古月小校区** 西川古月学童なかよしクラブ（くらしの郷敷地内） ☎43局1772番
- 申し込み・問い合わせ** 各校区の学童保育所まで（放課後から開所されます）

**遠賀川環境保全
活動団体支援助成事業**

北九州市上下水道局では、遠賀川流域（支流を含む）で、河川の水質の改善などを目的とした環境保全活動を行う住民団体などに対して、その活動費を次のとおり助成します。



- 対象団体** 支流を含む遠賀川流域で活動を行っている、または、今後行おうとする会員数5人以上の団体
- 対象活動** 除草、清掃活動、水質・生物調査、学習会や講演会開催などの普及啓発活動など（川の水質や生態系に悪い影響を及ぼす恐れがある活動や他団体からの助成を受けている活動は除く）
- 助成対象期間** 平成26年6月から平成27年1月
- 助成内容** 1団体あたり上限10万円
- 申込期間** 4月1日（火）から4月30日（水）

**4月6日の日曜日
時間外窓口を開設**

3月から4月にかけては、就職や転勤、進学や卒業などにより引越しが多くなるシーズン。それに伴い、役場で転入や転出などの手続きをする機会も多くなっています。町では、そのような時期に休日でも必要な手続きができるように、年度始めの日曜日に時間外窓口を開設します。

●**開設日** 4月6日（日）
午前9時から午後1時まで

●**開設窓口** 税務住民課、保険健康課保険年金班、福祉人権課、上下水道課上水道班、会計課

●**取扱い内容** 転居に伴って必要となる手続き（詳しくはお問い合わせください）

●**問い合わせ** 役場時間外窓口開設課まで



**お風呂はお休みです
くらしの郷の休館日**

くらしの郷の福祉棟（お風呂）と勤労者ふれあい棟（体育館）の4月の休館日は、次のとおりです。

- 休館日** 7日（月）、14日（月）、20日（日）、21日（月）、28日（月）です。
- 問い合わせ** 社会福祉協議会まで

**いたずらイノシシを
退治します**

イノシシによる農作物の被害は、年々増えています。このため町では、猟友会の協力を得てイノシシの駆除をしています。期間中は、日の出から日

の入りまで猟犬と猟銃を使って駆除をしますので、山に入るときは十分に注意してください。

- 駆除期間** 4月1日（火）から10月31日（金）まで
- 問い合わせ** 役場農政環境課農政環境班まで

臨時給付金のお知らせ

4月からの消費税率改定に伴い、次のとおり臨時給付金を支給します。なお、具体的な給付方法などは決まり次第、広報や町ホームページでお知らせします。

- ①**臨時福祉給付金** ▽**対象者** 平成26年度の町民税が課税されていない人で、1月1日時点で住民基本台帳に登録されている人（ただし、町民税が課税されている人の扶養親族や生活保護の被保護者の人などは対象外です） ▽**給付金** 1人につき一万円（ただし、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置分）の受給者に該当する場合は5千円が加算）
- 問い合わせ** 役場農政環境課農政環境班まで

**募集
します!!**

広報くらしに広告を掲載しませんか。

- 掲載料**（1か月あたり）
 - ▶全一段（縦43mm×横187mm）… **1万円**
 - ▶半一段（縦43mm×横91mm）… **5千円**
- 申し込み期限** 発行日（毎月1日）の40日前まで
- 掲載の可否** 事前審査により決定
- 申し込み・問い合わせ** 役場政策推進課まで

- 問い合わせ** 役場福祉人権課福祉高齢者班まで
- ②**子育て世帯臨時特例給付金** ▽**対象者** 11月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者であつて、平成25年分の所得が児童手当の所得制限額に満たない人で、平成26年度の町民税が課税されている人 ▽**給付金** 対象児童1人につき一万円。（ただし、臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者等は対象外です）
- 問い合わせ** 役場福祉人権課児童人権班まで

町内の交通事故発生状況



【2月中】		【累計】	
件数	6件(+ 4)	件数	15件(± 0)
死者	0人(± 0)	死者	1人(+ 1)
傷者	8人(+ 5)	傷者	21人(+ 2)

- とき 4月9日(水) 午前10時から午後4時まで(受付は午後3時まで)
- ところ ハピネスなかま(中間市通谷)
- 問い合わせ 福岡県交通事故相談所 ☎(092) 643局3168番まで

巡回交通事故相談

国民健康保険から社会保険へ加入14日以内に必ず届出を

国民健康保険(国保)に加入している世帯の全員、またはその一部の人員に異動があった場合、14日以内に役場保険健康課保険年金班へ届け出をしてください。届け出を忘れていたり、遅れたりすると後で医療費を返さなければならぬ場合があります。

●問い合わせ 役場保険健康課保険年金班まで

国民健康保険に加入している皆さん入院するときや高額な外来診療は前もって手続きを医療機関窓口での支払

いが自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」・「限度額適用標準負担額減額認定証」は、今まで入院時にしか使えませんでした。平成24年4月1日からは外来時にも使えるようになりました。もし入院や高額な外来診療が決まったときは、早めに限度額適用認定証等の交付手続きをしてください。また、認定証は国民健康保険税の納め忘れがある場合には交付されませんので、保険税は必ず納期内に納めるようにしましょう。

●申請場所 役場保険健康課保険年金班窓口



のおがた警察署だより

直方警察署管内での犯罪発生状況

【2月中】		【累計】	
刑法犯総数	75件(-35)	刑法犯総数	157件(-45)
車上ねらい	7件(-2)	車上ねらい	20件(+5)
自転車盗難	11件(+1)	自転車盗難	18件(-5)
空き巣	4件(-2)	空き巣	8件(-6)

生活安全課からのお知らせ

自転車盗難が多発!!



被害に遭わないため

- 人通りの少ない場所を避ける
- 二重ロックをするなどしましょう。



お住まいの地区の犯罪発生状況は、県警のホームページに校区别的詳しい犯罪発生状況などがご覧になれます。

直方警察署の最新情報はこちらから

福岡県警察

検索



<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>
直方警察署 ☎22局0110番まで

●申請に必要なもの 印かん・国民健康保険証・住民税非課税世帯の人で、過去一年間に90日を超える入院があった人は、入院期間が確認できる書類(領収書など)

●問い合わせ 役場保険健康課保険年金班まで

国保の高齢受給者証を交付します

国民健康保険の加入者で70歳を迎えた人(昭和19年4月2日から昭和19年5月1日までに生まれた人)に国民健康保険の高齢受給者証を次のとおり交付します。なお、高齢受給者証が利用できる

●のは70歳の誕生日の翌月(1日)が誕生日の人はその月)からとなります。

●交付する日 4月24日(木) 午前9時から

●ところ 役場保険健康課保険年金班窓口

●必要なもの 国民健康保険証、印かん

●問い合わせ 役場保険健康課保険年金班まで

いろいろ話の会



楽しいお話のよ

朗読サークルの皆さんが、いろいろのそばで昔話や絵本の読み聞かせをしてくれます。親子で聞きに来てみませんか。

- とき 4月12日(土) 午前10時から
- ところ 歴史民俗博物館
- 問い合わせ 歴史民俗博物館まで

休日の夜間の体調不良は急患センターへ

診療日	診療科目
土曜・日曜・祝日 午後6時から11時まで	小児科 内科
第2、第4日曜 午前9時から午後6時まで	小児科

- 問い合わせ 直轄急患センター ☎28局2840番まで

休日在宅医



診療時間は、午前9時から午後5時までです。休日在宅医は、変更になることもありますので、事前に電話でご確認ください。

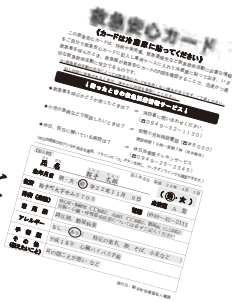
- 4月の在宅医はありません。

後期高齢者医療に加入している皆さん入院するときや高額な外来診療は前もって手続きを

●問い合わせ 役場保険健康課保険年金班まで

後期高齢者医療に加入している人で、世帯員全員が住民税非課税の場合、入院したときの食

もしものときに 役立つ 救急安心カードを 配布します



町では、救急安心カードセット（カード・ケース・シール）を次のとおり配布します。このカードセットは、救急救命活動に必要な情報をご自身や世帯の人でカードに記入し、冷蔵庫に貼っておくもので、救急車を呼んだ時、救急隊がカードの内容を確認することで、迅速で適切な救急救命活動に役立つものです。対象者以外の世帯で希望される場合は、町ホームページからカードの様式をダウンロードすることができます。

- 対象者** 65歳以上のひとり暮らしの人、65歳以上の高齢者のみの世帯、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人など
- 申し込み方法** 4月1日（火）から役場福祉人権課福祉高齢者班窓口またはお電話で随時受付
- 問い合わせ** 役場福祉人権課福祉高齢者班まで

事代や入院、外来での窓口負担額が自己負担限度額までで済む限度額適用認定証・標準負担額減額認定証を発行します。この認定証は、申請した月の1日からしか使えませんので、入院または高額な外来診療が決まったときは前もって手続きをしておいてください。すでに認定証をお持ちの人は、記載されている有効期限まで使用することができません。改めて交付手続きをする必要はありません。

●**申請場所** 役場保険健康課保険年金班窓口
●**申請に必要なもの** 後期高齢者医療制度の保険証、印かん、過去1年間に90日を超える入院があった人は入院期間が確認できる書類（領収証など）
●**問い合わせ** 役場保険健康課保険年金班まで
●**後期高齢者医療の保険証を送付します**
後期高齢者医療は、75歳以上の人が対象となる医療保険制度です。75歳の誕生日以降は、現在加入している医療保険にかかわらず、後期高齢者医療へ移行となります。5月に75歳を迎える人（昭和14年5月1日から5月31日までに生まれた人）に後期高齢者医療保険証を交付します。4月中旬

に簡易書留で郵送します。
●**問い合わせ** 役場保険健康課保険年金班まで
●**国民健康保険に加入している皆さん**
70歳から74歳の被保険者の窓口負担が見直しされます。
国民健康保険の70歳から74歳の被保険者に係る窓口負担が次のとおり見直しされます。
●**窓口負担** 昭和19年4月1日以前生まれの人は、これまでどおり1割に据え置かれ、昭和19年4月2日以降生まれの人は、70歳の誕生日の翌月から2割となります。現役並み所得者の

自己負担割合は、3割のまま変更はありません。
●**問い合わせ** 役場保険健康課保険年金班まで
●**介護保険証を交付します**
65歳を迎える人（昭和24年5月2日から6月1日生まれの人）に介護保険証を次のとおり交付します。将来介護が必要になったときや介護認定の申請のときに必要となりますので大切に保管してください。
●**交付する日** 4月24日（木）から25日（金）午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、毎週木曜日は午後7時まで
●**ところ** 役場福祉人権課福祉高齢者班窓口
●**必要なもの** 交付案内の通知はがき、印かん
●**問い合わせ** 役場福祉人権課福祉高齢者班まで

必要です。
●**対象** 身体障害者手帳（1級・2級）、療育手帳（A・B）、精神障害者福祉手帳（1級・2級）を持っている在宅の人（生活保護受給者を除く）
●**助成内容** 月に2枚の割合でタクシー利用券を交付（月に3回以上通院する人は月に3枚。人工透析で通院する人は月に6枚）。利用券1枚で小型（普通）タクシーの初乗り料金を助成します
●**利用できるタクシー** 直轄旅客自動車協同組合または北九州タクシー協会に加盟しているタクシー
●**申請に必要なもの** 障害者手帳、印かん
●**問い合わせ** 役場福祉人権課福祉高齢者班まで

障害者手帳（第一種）または療育手帳（A）を持つている人を常時介護している人が運転する場合
●**対象の自動車** 障がい者一人につき一台の自家用車（営業車は対象となりません）
●**必要なもの** 身体障害者手帳、療育手帳、車検証（ETCを利用している場合は、ETC車載器セットアップ申込書・証明書、障害者本人名義のETCカード）
●**問い合わせ** 役場福祉人権課福祉高齢者班まで

タクシーの初乗り料金を助成
町では、障がいがある人がタクシーを利用する際の初乗り料金を助成しています。助成を受けるためには、事前に申請が

障がいがある人が車に乗る場合、次のとおり手続きをすれば有料道路の通行料が半額になることがあります。手続きは役場福祉人権課でできます。
●**対象者** 身体障害者本人が運転するか、身体障

次の方々から寄附をいただきました。ありがとうございました（かっこ内は故人、敬称略）。
●**社会福祉協議会へ**【香典返し】
▽中野孝子様 〓 木月（嘉征）
▽守田晴一様 〓 新北（茂樹）
●**くらて病院へ**【香典返し】
▽栗田チトセ様 〓 京ノ上（繁）
▽梅谷節子様 〓 幸町（常夫）

